



2018年3月27日

各 位

東京都千代田区神田司町二丁目 12 番地 1
会 社 名 アース製薬株式会社
代 表 者 代表取締役社長 川 端 克 宜
(コード番号 : 4985 東証一部)
問 合 せ 先 取締役 上席執行役員 三 枚 堂 正 悟
経営統括部 統括部長
(TEL. 03 - 5207 - 7458)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年3月5日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年3月23日開催の第94期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては第94期定時株主総会において承認可決されております。

記

1. 定款変更の理由

(1) 商号の変更

今後当社グループがグローバル展開を強化していく中で、効率的な事業展開及びブランドイメージの統一を図ることを目的に、商号の英文表記を「EARTH CHEMICAL CO.,LTD.」から「Earth Corporation」に変更するものです。

(2) 取締役の任期の変更

事業年度における取締役の経営責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するため、取締役の任期を現行の2年間から1年間に変更するものです。

(3) 執行役員制度の導入

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役会の監督機能強化、経営意思決定及び業務遂行の効率化・迅速化を図るため、執行役員制度の導入を行うものです。

(4) 取締役及び監査役の員数の変更

当社は適正なコーポレート・ガバナンス体制の維持・構築を明確にするため、取締役及び監査役の員数に上限を定めることとし、現行定款第19条に定める取締役の員数を「3名以上10名以内」に、現行定款第31条に定める監査役の員数を「3名以上5名以内」に変更するものです。

(5) 責任限定契約の締結範囲の変更

「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第29条及び第41条の一部をそれぞれ変更するものです。

(6) 剰余金の配当等決定機関の追加

資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことができるようにするため、第44条を新設するものです。

(7) その他、上記の変更に伴う条数の変更

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

		(下線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変 更 案	
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、アース製薬株式会社と称し、英文では <u>EARTH CHEMICAL CO., LTD.</u> と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、アース製薬株式会社と称し、英文では <u>E a r t h C o r p o r a t i o n</u> と表示す る。	
第2条～第5条 (条文省略)	第2条～第5条 (現行どおり)	
第2章 株式	第2章 株式	
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)	
第3章 株主総会	第3章 株主総会	
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)	
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、3名以上とする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、3名以上 <u>10名以内</u> とする。	
第20条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)	
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在 任取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選 定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役 社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在 任取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選 定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役 社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を定 めることができる。 (執行役員) 第23条 取締役会は、その決議により執行役員を定め、業 務を分担して執行させることができる。 2 執行役員に関する事項は、本定款に定めるものほか、取 締役会において定める執行役員規程による。	
(新設)		
(新設)		
第23条～第28条 (条文省略)	第24条～第29条 (現行どおり)	

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第30条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会 (員数) 第31条 当会社の監査役は、3名以上とする。	第 5 章 監査役および監査役会 (員数) 第32条 当会社の監査役は、3名以上 <u>5名以内</u> とする。
第32条～第40条 (条文省略)	第33条～第41条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) 第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	(監査役の責任免除) 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第 6 章 計算	第 6 章 計算
第42条 (条文省略)	第43条 (現行どおり)
(新設)	(剩余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第43条～第45条 (条文省略)	第45条～第47条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための取締役会決議日	: 2018年3月5日
定款変更のための株主総会開催日	: 2018年3月23日
定款変更の効力発生日	: 2018年3月23日

以上